

議 事 録

件名	久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議
日時	令和6年7月25日（木）14:00～16:00
参加者	出席27人（うち代理4人） 欠席12人
次第	1 開会 2 委員紹介 3 議 題 （1）令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について （2）令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画（案）及び収支予算（案）について 4 その他 （1）久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について （2）久留米児童相談所における児童相談状況等について （3）構成団体による研修会の開催について 5 講 演 演 題：要保護児童対策地域協議会の役割と重要性について 講演者：医療法人コミュニテ風と虹のぞえの丘病院 氏 6 閉 会
議事	3 議 題 （1）令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について 質疑なし 【採決】挙手多数により、承認 （2）令和6年久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画（案）及び収支予算（案）について 質疑なし 【採決】挙手多数により、承認 4 その他 （1）久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について 質疑なし （2）久留米児童相談所における児童相談状況等について 【質疑】 ①委員1：児童福祉法の改正で社会的養護については家庭養護が基本原則という認識になっている。特別養子縁組についても適切な運営が必要との認識である。久留米市での特別養子縁組の取組みが見えない。児童相談所の見解を聞きたい。 委員2：養子縁組を前提に、子どもを養育する意志がある里親と、実親が子どもを養育できない家庭を繋ぐためにアプローチしている。令和5年度の実績は1件である。

②委員 3 : 久留米市と児童相談所の虐待対応件数が年々増加しているが、その要因を
教えてもらいたい。また、身体的虐待は小学生が多いがなぜなのかを教え
てもらいたい。

事務局 : 小学生に身体的虐待が多い要因の分析はしていないが、全体の件数が増加
している要因は核家族化、地域とのつながりの希薄化により保護者への負
担が大きくなっていることなどが挙げられる。また、虐待防止の周知活動
や体罰が法律で禁止されたことで、虐待防止に関する認識が高まり、相談
に結びつくようになったことが考えられる。

委員 2 : 子どもの人口は減少しているのに児童虐待の件数が増えているのは、社会
的に児童虐待が認知されたこと、久留米児童相談所では泣き声の通報があ
れば必ず家庭訪問して確認していること、警察から面前 DV の通報を受けれ
ば必ず指導を行っていることなどが対応件数の増加要因として考えられ
る。

(3) 構成団体による研修会の開催について

質疑なし

5 講演

演 題 : 要保護児童対策地域協議会の役割と重要性について

講演者 : 医療法人コミュニテ風と虹のぞえの丘病院

氏

6 閉会

令和 6 年度第 1 回久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議

日時：令和 6 年 7 月 25 日（木）14:00～

場所：公社会館メルクス 3 階 ホール

次 第

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議題

議題 1 令和 5 年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動実績及び収支決算について【資料 1】

議題 2 令和 6 年度久留米市要保護児童対策地域協議会の活動計画（案）及び収支予算（案）について【資料 2】

4. その他

（1）久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について【資料 3】

（2）久留米児童相談所における児童相談状況等について【資料 4】

（3）構成団体による研修会の開催について【資料 5】

5. 講演

演 題：要保護児童対策地域協議会の役割と重要性について

講演者：久留米市要保護児童対策地域協議会委員

医療法人コミュニテ風と虹のぞえの丘病院

様

6. 閉会

令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員

順不同・敬称略

下線は新任委員

令和6年7月時点

No.	機 関・団 体 名	役 職	氏 名	備考
1	福岡法務局久留米支局	支局長	高巢 義則	
2	久留米警察署	生活安全管理官	手島 伊織	
3	うきは警察署	生活安全課長	井手 和重	
4	福岡県久留米児童相談所	所長	友永 幸	監事
5		相談第二課長	淡地 千尋	
6	久留米市	子ども未来部長	豊福 由紀子	会長
7		健康福祉部生活支援第1課長	大下 央之	
8		健康福祉部障害者福祉課長	平林 正伸	
9		保健所保健予防課 主幹	伊藤 智美	
10		協働推進部男女平等推進担当次長 (兼) 男女平等政策課長	水落 留美子	
11		協働推進部 男女平等推進センター所長	酒井 香	
12		教育部 学校教育課長	田中 浩之	
13		教育部 人権・同和教育担当課長	田中 佳幸	
14		小学校代表 (鳥飼小学校 校長)	日野 勝文	
15		中学校代表 (諏訪中学校 校長)	西村 雄大	
16	久留米広域消防本部	消防長	黒岩 竹直	
17	一般社団法人久留米医師会			
18	一般社団法人小郡三井医師会			
19	一般社団法人浮羽医師会			
20	一般社団法人大川三瀨医師会			
21	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園			
22	特定非営利活動法人にじいろCAP			
23	久留米市私立幼稚園協会			
24	一般社団法人久留米市保育協会			
25	久留米市民生委員児童委員協議会			
26	久留米人権擁護委員協議会			
27	さぼちあい			
28	一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所			
29	特定非営利活動法人ル・バトー			
30	特定非営利活動法人子育て支援ボランティア くるるんるん			
31	福岡県弁護士会筑後部会			
32	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会			
33	特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会			
34	筑後ブロック産婦人科医会			
35	久留米産婦人科医会			
36	久留米精神科医会			
37	久留米小児科医会			
38	大川三瀨内科小児科医会			
39	久留米市障害者基幹相談支援センター			

令和 5 年度久留米市要保護児童対策地域協議会 活動実績

1. 会議

(1) 代表者会議

活動計画・予算等の審議及び児童相談状況などの内容で開催

開催日：令和5年8月 10 日

(2) プロジェクト会議

開催日：開催なし

(3) 庁内ネットワーク会議

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築するために開催

令和5年度は「ヤングケアラー」に関する取組の紹介やグループワークを実施

開催日：令和6年2月 29 日

2. 進行管理・ケース対応

(1) 実務者会議(毎月) 年 12 回

虐待ケース及び特定妊婦ケースの定期的な進行管理(特定妊婦・乳幼児部会、児童生徒部会)

※令和5年度の見直し点

乳幼児部会にて、特定妊婦ケースの進行管理を開始

(2) 個別ケース検討会議 年 146 回

ケースの状況把握や問題点の確認、各機関の役割分担等

(3) 要支援ケース進行管理会議 年3回

ケースの状況把握や支援方針の検討、終結等について協議

(4) 母子保健・児童福祉連携会議 年 12 回

特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討

3. 広報・啓発

(1) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間の取り組み

① 要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、キャンペーン期間中の11月に街頭キャンペーンを実施(啓発物品やチラシの配布 各 1,000 部)

・令和5年 11 月 2 日 ゆめタウン久留米

・令和5年 11 月 11 日 ふるさとくるめ農業まつり(百年公園)

② キャンペーン期間中における、関係機関、関係部署の職員による「オレンジリボン」着用

③ オレンジリボンの作製(大学生及び家庭子ども相談課職員以外の市職員によるオレンジリボン作り)

実施日：令和5年 10 月 11 日～25 日

参加数:125 名

作成個数:約 5,700 個

④ツリーの設置

- ・ オレンジ&パープルツリー

JR 久留米駅東西自由通路 令和5年 11 月 1 日～11 月 12 日

久留米シティプラザ 令和5年 11 月 14 日～11 月 27 日

- ・ オレンジツリー

市施設等 19 箇所に設置 令和5年 11 月 1 日～11 月 30 日

⑤マナビランドでの子どもや子育て家庭への啓発

オレンジリボンに関するクイズや遊びを通して、子どもや子育て家庭へ啓発を実施

開催日:令和5年 11 月 12 日

参加者:412 人

(2)研修等の実施

①子ども理解を深めるための連続講座の開催

第1回 令和6年2月3日

講 師: さん

演 題:「子ども期の逆境体験(ACE)の影響を緩和するために」～地域でできること～

主 催:久留米市

参 加:115 人

第2回 令和6年2月 11 日

講 師: さん

演 題:「子どもの居場所にならない家族」～保護者への理解から～

主 催:NPO 法人にじいろ CAP/親と子のこころの対話研究会

参 加:154 人

第3回 令和6年2月 17 日

講 師: さん

演 題:「今、学校に求められる子どもの居場所づくり」～ソーシャルワークの視点から～

主 催:福岡県久留米児童相談所

参 加:95 人

②地域向け研修

- ・ 北野校区人権啓発推進協議会

開催日:令和5年6月 21 日

講 師: さん

演 題:「子どもの権利と子どものリアル」

参加者:36 人

- ・ 久留米市校区まちづくり連絡協議会

開催日:令和5年 12 月 8 日/11 日/14 日

講 師: さん

演 題:「地域力があがる・こどもまんなか社会のつくり方」

参加者:126 人

③要保護児童対策地域協議会関係者向け研修

- ・ NPO 法人ル・バトー

開催日:令和6年1月 12 日

講 師: 〇〇〇〇 さん

演 題:「面前 DV の影響と DV の影響を受けた子どもへの支援を考える」

参加者:15 人

- ・ 久留米市社会福祉協議会

開催日:令和6年3月 21 日

講 師: 〇〇〇〇 さん

演 題:「こどもまんなか社会のつくりかた」

参加者:31 人

(3)赤ちゃんふれあい体験事業(中学校への出前サロン事業)の実施

各校区の主任児童委員、民生委員、地域のボランティア等で構成される「すくすく子育て委員会」が、「子育てサロン事業」を中学校に持ち出して、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験授業を実施。

対 象:中学3年生

内 容:助産師による命の大切さを伝える講話、赤ちゃんふれあいなどの体験学習

※令和5年度の実施状況

田主丸中学校	9月5日、6日
青陵中学校	9月7日
江南中学校	9月 11 日、12 日
明星中学校	9月 28 日
良山中学校	10 月 11 日、12 日、13 日

令和5年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支決算書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 一般会計

【収入】

費目	本年度予算額(円)	本年度収入金額(円)	比較増減	主な内容
補助金	3,149,000	3,149,000	0	久留米市より補助金 ※うち、戻入予定額 428,931円
合計	3,149,000	3,149,000	0	

【支出】

用途	本年度予算額(円)	本年度支出金額(円)	比較増減	主な内容
人件費	1,850,000	1,712,647	137,353	参与給与
共済費				
報償費	447,814	444,992	2,822	代表者会議謝金(所得税控除分等を含む。) スーパーバイザー謝金
旅費	90,000	1,856	88,144	参与旅費、保育士通勤手当
消耗品費	488,186	488,186	0	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等
食料費	43,000	13,778	29,222	会議お茶代等
印刷製本費	132,000	25,500	106,500	児童虐待防止講演会チラシ
保険料	0	0	0	
使用料	73,000	28,490	44,510	代表者会議会場使用料
手数料	15,000	4,820	10,180	振込手数料等
備品購入費	0	0	0	
予備費	10,000	0	10,000	
合計	3,149,000	2,720,069	428,931	

2 歳入歳出外現金

【収入】

用途	繰越額(円)	主な内容
繰越金	97	97円
歳入歳出外現金	36,734	令和5年度に支払った給与等に係る源泉所得税等
合計	36,831	

【支出】

用途	繰越額(円)	主な内容
人件費	30,445	税務署への源泉所得税の納付等
共済費		
報償費		
合計	30,445	

収入金額 3,149,000円

支出金額 2,720,069円
差引金額 428,931円 (久留米市に返還)
(参考) 繰越金額 6,386円 ※源泉所得税等

久留米市要保護児童対策地域協議会
会長 豊福 由紀子

監査の結果、適正であることを認めます。
令和6年3月31日

監 事 家永 志おり

監 事

令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会活動計画(案)について

1. 会議

(1) 代表者会議

内容：令和5年度活動報告、令和6年度活動計画 等

(2) プロジェクト会議

本協議会の運営、庁内ネットワーク等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。

(3) 庁内ネットワーク会議

庁内各部署の職員が、「児童虐待」の視点を充分にもって業務にあたり、密な連携を図ることができる体制を構築するため開催する。

2. 進行管理・ケース対応

(1) 実務者会議（月1回）

内容：協議会で関わっている虐待及び特定妊婦ケースについて、定期的な進行管理、新規ケースの協議等を行う。

(2) 個別ケース検討会議等（随時）

内容：相談を受けた個別の事例について、現状確認、今後の連携、支援方針を検討する。
あわせて、今後の連携に必要な関係機関との情報の共有や連絡調整を行う。

(3) 要支援ケース進行管理会議（年3回）

内容：ケースの状況把握や支援方針の検討、終結等について協議を行う。

(4) 合同会議（旧：母子保健・児童福祉連携会議）（月1回）

内容：特定妊婦、ハイリスク妊産婦及び乳幼児に関する支援方針の検討を行う。

3. 広報・啓発活動

(1) 関係機関への啓発（随時）

虐待を早期発見しやすい機関（民生委員児童委員協議会・幼稚園・保育所・学校）等へ啓発や研修を行う。今年度は、昨年度に引き続き、面前 DV や子どもの権利に関する研修を予定している。

(2) 地域への啓発

関係機関・団体と連携した研修の実施。今年度は、昨年度に引き続き、子どもの権利などに関する研修を予定している。

(3) オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間の取り組み（11月）

- ・ オレンジリボンの着用とオレンジリボンづくりを通じた児童虐待防止の PR
- ・ 街頭キャンペーン等で啓発グッズとチラシを配布
- ・ 児童虐待防止ポスター及びチラシの関係機関への配布
- ・ オレンジ&パープルツリー、オレンジツリーの設置
- ・ 「広報久留米」に児童虐待防止特集掲載

(4) 「2024年度 子ども理解を深めるための連続講座 in KURUME」

- ・ 一般市民、関係者向け講演会を予定（3回連続講座：1月、2月開催予定）

(5) セーフコミュニティの取り組み

- ・ 新生児訪問事業への主任児童委員の同行の実施
- ・ 赤ちゃんふれあい体験事業（中学校への出前サロン事業）の実施
- ・ イベントや児童虐待防止に関する講演会等の実施

令和6年度久留米市要保護児童対策地域協議会収支予算書

【収入】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
補助金	3,681,000	3,149,000	久留米市より補助金
合計	3,681,000	3,149,000	

【支出】

費目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	明細
人件費 共済費	1,234,000	1,850,000	給与(参与) 1,234,000円
報償費	910,000	447,814	スーパーバイズ講師謝金(1人) 150,000円 代表者会議謝金 110,000円 個別ケース検討会議等謝金 30,000円 児童虐待防止講演会講師謝金等 60,000円 児童虐待防止講演会一時保育謝金等 20,000円 子どもの権利等研修・面前DV研修謝金等 540,000円
旅費 費用弁償	170,000	90,000	児童虐待防止講演会講師旅費 160,000円 費用弁償 10,000円
消耗品費	701,000	488,186	オレンジリボンキャンペーン事業用消耗品等 322,000円 オレンジリボンキャンペーン啓発物品 379,000円
食料費	43,000	43,000	会議等お茶代 10,000円 児童虐待防止講演会お茶、弁当代 3,000円 セーフコミュニティ出前サロン事業参加者お茶代 30,000円
印刷製本費	225,000	132,000	児童虐待防止啓発用チラシ 150,000円 児童虐待防止講演会チラシ 75,000円
保険料	0	0	
使用料	73,000	73,000	会議等会場使用料 10,000円 研修会場使用料 63,000円
手数料	15,000	15,000	手数料 15,000円
備品購入費	300,000	0	事務用什器の購入 300,000円
予備費	10,000	10,000	予備費 10,000円
合計	3,681,000	3,149,000	

令和5年度久留米市家庭子ども相談課における児童相談状況について (R5年度分は暫定値)

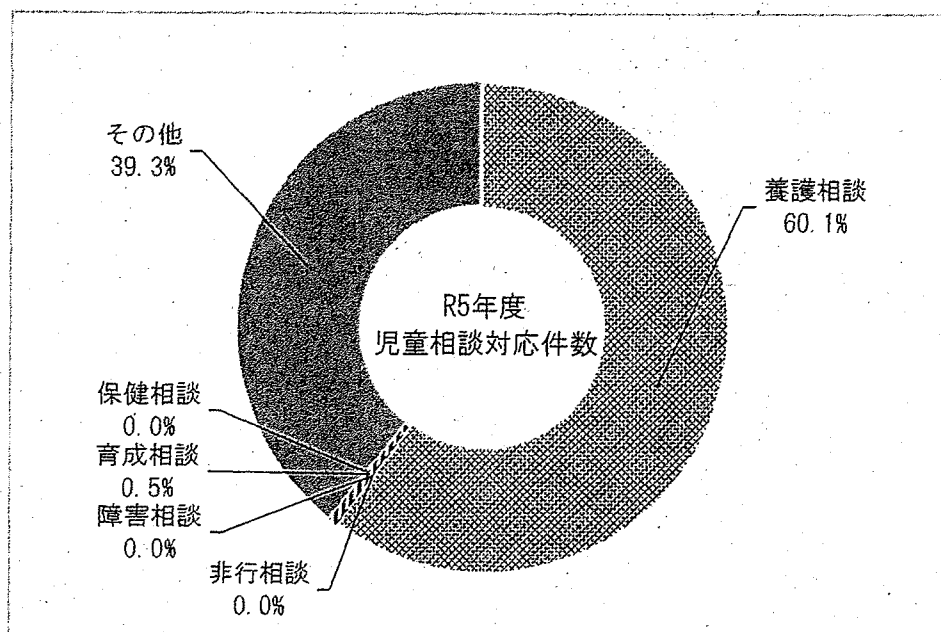
【要保護児童対策地域協議会における支援対象児童等の登録状況】

	要保護児童数	要支援児童数	特定妊婦数	総数
R1年度	303	686	33	1,022
R2年度	361	765	22	1,148
R3年度	397	842	42	1,281
R4年度	495	1,003	50	1,548
R5年度	508	925	44	1,477

1. 児童相談全体の状況

(1) 児童相談対応件数

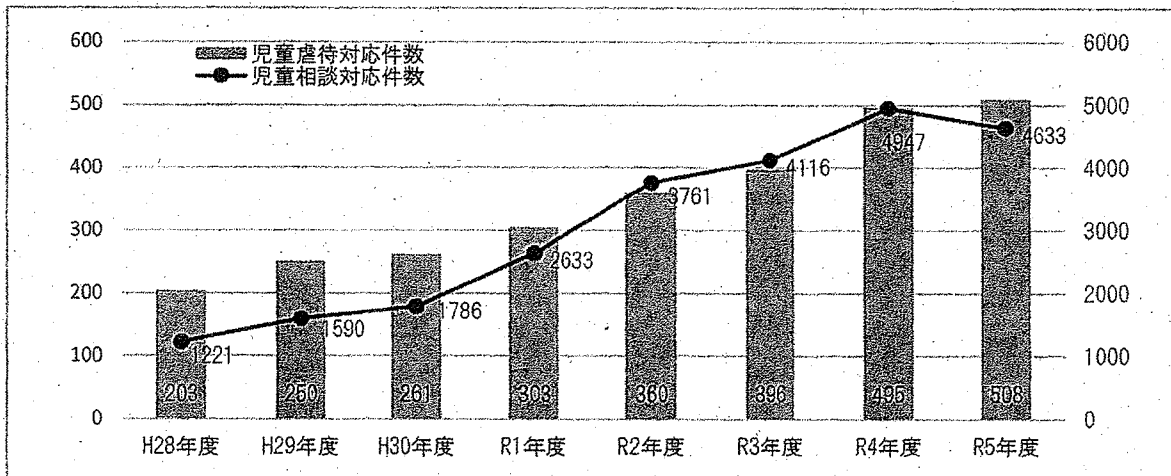
	養護相談	非行相談	障害相談	育成相談	保健相談	その他	総数
H28年度 (2016年度)	980 80.3%	3 0.2%	7 0.6%	22 1.8%	1 0.1%	208 17.0%	1,221 100.0%
H29年度 (2017年度)	1,097 69.0%	4 0.3%	8 0.5%	24 1.5%	0 0.0%	457 28.7%	1,590 100.0%
H30年度 (2018年度)	1,290 72.2%	2 0.1%	8 0.4%	33 1.8%	1 0.1%	452 25.3%	1,786 100.0%
R1年度 (2019年度)	1,734 65.9%	0 0.0%	17 0.6%	36 1.4%	0 0.0%	846 32.1%	2,633 100.0%
R2年度 (2020年度)	2,157 57.4%	9 0.2%	0 0.0%	15 0.4%	0 0.0%	1,580 42.0%	3,761 100.0%
R3年度 (2021年度)	2,439 59.3%	17 0.4%	10 0.2%	57 1.4%	2 0.0%	1,591 38.7%	4,116 100.0%
R4年度 (2022年度)	2,531 62.4%	13 0.3%	2 0.0%	73 1.5%	2 0.0%	2,326 47.0%	4,947 100.0%
R5年度 (2023年度)	2,783 60.1%	2 0.0%	2 0.0%	23 0.5%	0 0.0%	1,823 39.3%	4,633 100.0%



2. 児童相談等の状況

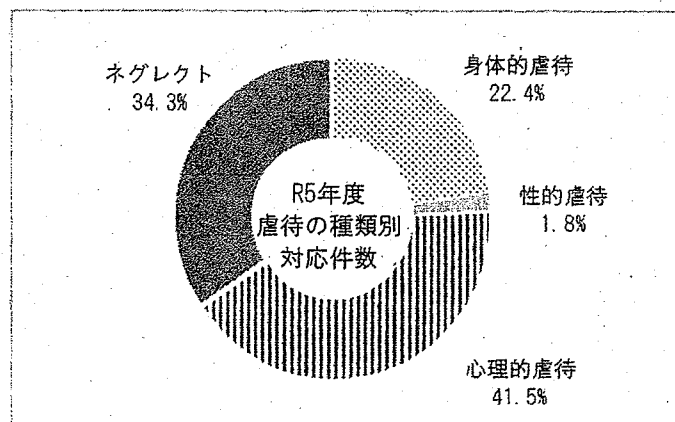
(1) 児童相談受付・虐待対応件数

	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
児童虐待対応件数	203	250	261	303	360	396	495	508
うち新規	52	125	135	140	171	191	292	254



(2) 虐待の種類別対応件数

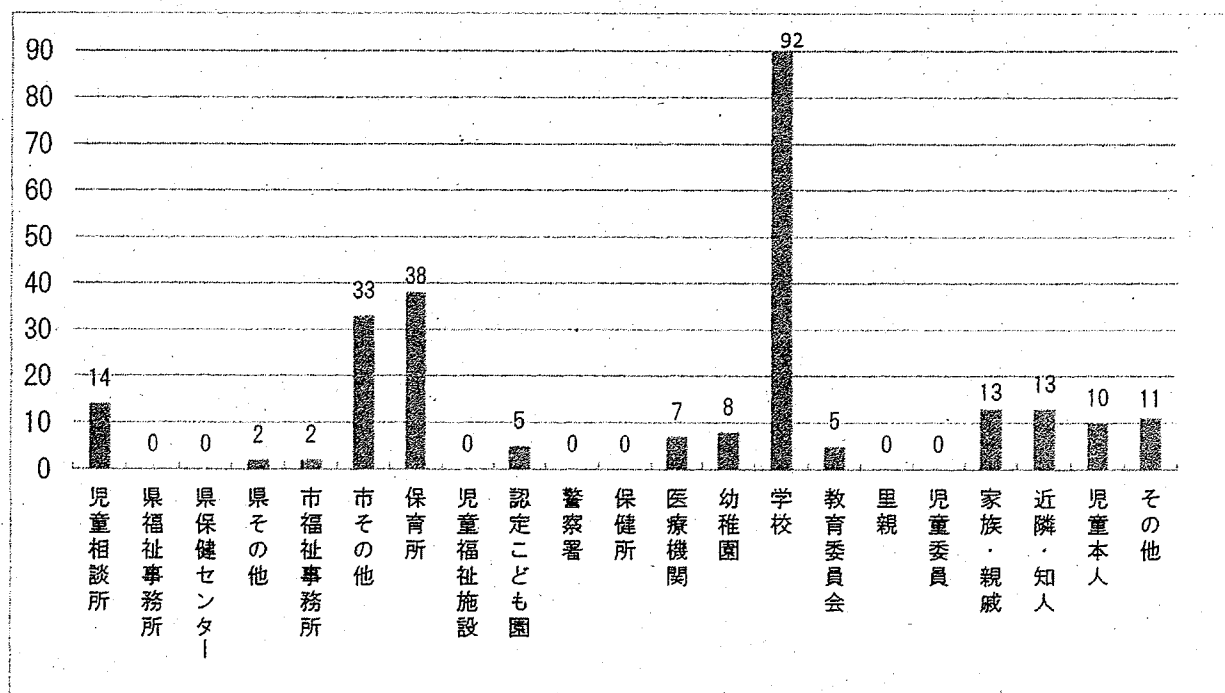
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	総数
H28年度 (2016年度)	23 11.3%	0 0.0%	70 34.5%	110 54.2%	203 100.0%
H29年度 (2017年度)	50 20.0%	1 0.4%	86 34.4%	113 45.2%	250 100.0%
H30年度 (2018年度)	54 20.7%	1 0.4%	115 44.0%	91 34.9%	261 100.0%
R1年度 (2019年度)	69 22.8%	3 1.0%	142 46.9%	89 29.4%	303 100.0%
R2年度 (2020年度)	87 24.2%	3 0.8%	172 47.8%	98 27.2%	360 100.0%
R3年度 (2021年度)	100 25.3%	5 1.3%	174 43.9%	117 29.5%	396 100.0%
R4年度 (2022年度)	114 23.0%	9 1.8%	191 38.6%	181 36.6%	495 100.0%
R5年度 (2023年度)	114 22.4%	9 1.8%	211 41.5%	174 34.3%	508 100.0%



(3) 経路別虐待相談受付件数

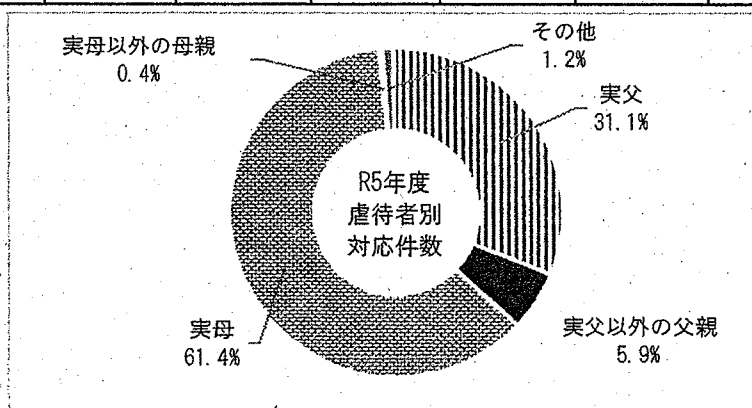
	児童相談所	県福祉事務所	県保健センター	県その他	市福祉事務所	市その他	保育所	児童福祉施設	認定こども園	警察署	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
H28年度 (2016年度)	6	0	0	0	0	0	16	0	0	2	3	0	0	18	6	0	0	0	1	0	0	52
H29年度 (2017年度)	16	0	0	0	0	3	11	0	0	0	2	3	0	69	0	0	4	7	3	0	4	125
H30年度 (2018年度)	0	0	0	2	4	5	23	0	0	4	1	2	2	66	3	0	3	18	0	0	0	135
R1年度 (2019年度)	7	0	0	1	12	17	29	0	0	0	0	4	0	47	0	0	0	14	2	0	4	140
R2年度 (2020年度)	5	0	0	4	10	13	31	0	0	7	0	3	1	65	0	0	0	22	0	0	8	171
R3年度 (2021年度)	10	0	0	8	2	32	40	0	3	0	2	10	6	51	1	0	2	9	0	9	4	191
R4年度 (2022年度)	12	0	0	4	7	43	63	0	0	1	0	4	0	83	3	0	6	29	17	12	7	292
R5年度 (2023年度)	14	0	0	2	2	33	38	0	5	0	0	7	8	92	5	0	0	13	13	10	11	254

R5年度経路別虐待相談受付件数



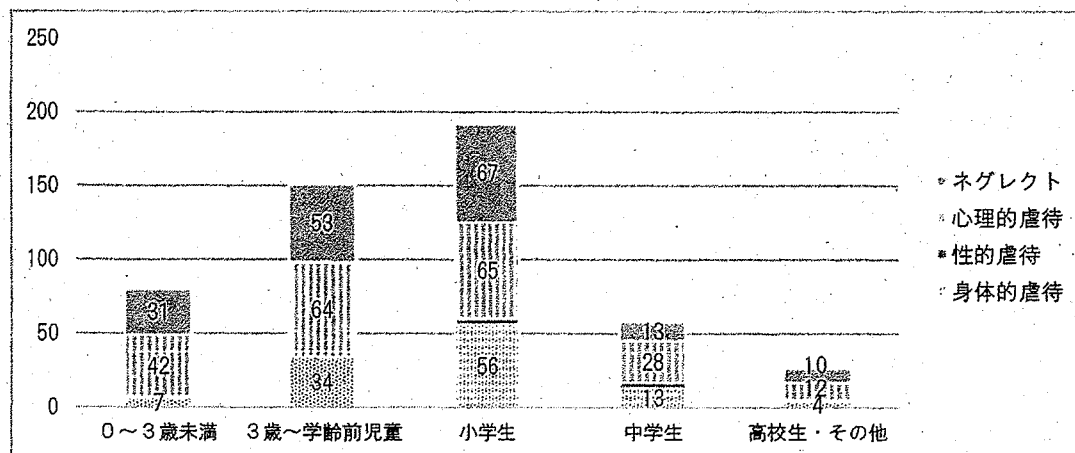
(4) 虐待者別対応件数

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
H28年度 (2016年度)	54 26.6%	3 1.5%	142 70.0%	0 0.0%	4 2.0%	203 100.0%
H29年度 (2017年度)	58 23.2%	10 4.0%	180 72.0%	2 0.8%	0 0.0%	250 100.0%
H30年度 (2018年度)	94 36.0%	23 8.8%	143 54.8%	0 0.0%	1 0.4%	261 100.0%
R1年度 (2019年度)	82 27.1%	32 10.6%	187 61.7%	1 0.3%	1 0.3%	303 100.0%
R2年度 (2020年度)	123 34.2%	36 10.0%	199 55.3%	1 0.3%	1 0.3%	360 100.0%
R3年度 (2021年度)	127 32.1%	29 7.3%	236 59.5%	1 0.3%	3 0.8%	396 100.0%
R4年度 (2022年度)	137 27.7%	21 4.2%	332 67.1%	1 0.2%	4 0.8%	495 100.0%
R5年度 (2023年度)	158 31.1%	30 5.9%	312 61.4%	2 0.4%	6 1.2%	508 100.0%



(5) 令和5年度の虐待の種類別・年齢別対応件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	7	0	42	31	80
3歳～学齢前児童	34	0	64	53	151
小学生	56	4	65	67	192
中学生	13	4	28	13	58
高校生・その他	4	1	12	10	27
計	114	9	211	174	508



久留米児童相談所の概要について

資料 4

1 沿革

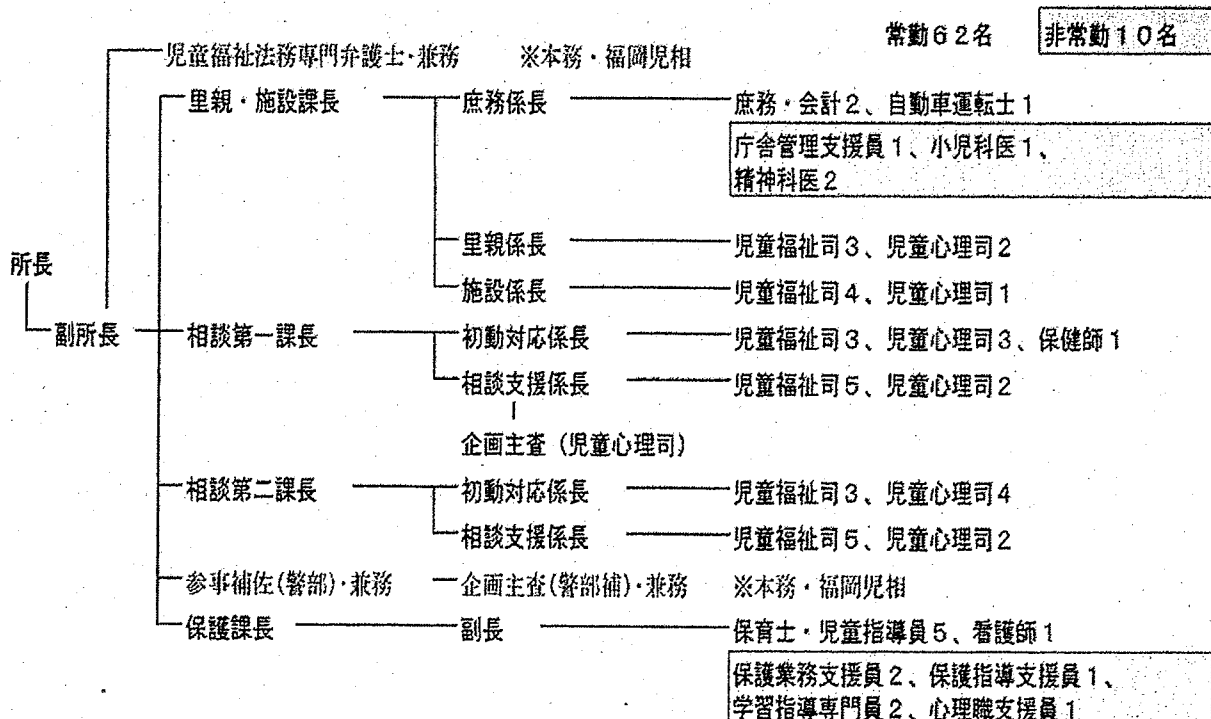
昭和 23 年 9 月	久留米市両替町 久留米図書館内に開設。
昭和 25 年 5 月	久留米市呉服町に新築移転。一時保護業務開始。
昭和 31 年 5 月	久留米市東町に新築移転。
平成 2 年 3 月	久留米市津福本町（現在地）に新築移転。
令和元年 10 月	久留米児童相談所内一時保護所 同住所に新築移転。

2 管轄区域の人口（令和 6 年 6 月 1 日現在）

市町村名	久留米市	八女市	筑後市	大川市	小郡市	うきは市	朝倉市	朝倉郡	三井郡	三潁郡	八女郡	計
～ 18歳未満	44,656	8,290	8,316	3,816	9,795	3,820	6,893	5,375	2,827	2,374	3,079	99,241
18歳以上 ～ 65歳未満	149,230	27,580	26,299	15,493	31,634	12,292	23,448	16,099	8,482	6,866	10,085	327,508
65歳以上 ～	80,888	21,839	13,701	11,385	17,394	9,716	17,379	10,386	4,459	4,117	6,103	197,367
人口(計)	299,354	58,302	48,532	30,885	59,265	26,545	48,276	31,917	15,797	13,373	19,568	651,814

市町村名	朝倉郡			三井郡		三潁郡		八女郡	
		筑前町	東峰村		大刀洗町		大木町		広川町
～ 18歳未満	5,375	5,186	187	2,827	2,827	2,374	2,374	3,079	3,079
18歳以上 ～ 65歳未満	16,099	15,454	645	8,482	8,482	6,866	6,866	10,085	10,085
65歳以上 ～	10,386	9,549	837	4,459	4,459	4,117	4,117	6,103	6,103
人口(計)	31,917	30,253	1,664	15,797	15,797	13,373	13,373	19,568	19,568

3 組織図（令和 6 年 4 月 1 日現在）



4 相談受付状況の推移

相談種別	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護相談	1,242	1,235	1,353	1,411	1,669	1,767	1,902	2,380
(うち虐待相談)	477	623	673	773	904	1,146	1,310	1,567
心身障害相談	1,081	1,216	931	918	657	757	737	815
非行相談	101	98	87	55	59	57	72	102
育成相談	146	137	136	164	109	115	176	185
保健相談・その他	29	5	17	7	6	39	29	15
計	2,599	2,692	2,524	2,555	2,500	2,735	2,916	3,497

5 相談種別・市町村別相談件数の状況(令和5年度)

	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談				その他	総計	%
	児童虐待	その他の養護		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ			
久留米市	808	392	1	2		1	17	347	19	32	18	95	5	11	1	2	1,751	49.9%
朝倉市	134	51				1	1	46	1	4		10		2			250	7.1%
八女市	95	85					5	54	4	3	3	7		1		1	258	7.4%
筑後市	90	55		1			2	68	6	2	3	8		1		2	238	6.8%
大川市	44	27						33	2	2	6	5				2	121	3.4%
小郡市	135	49					3	60	7	4	6	14	2	1		1	282	8.0%
うきは市	51	41						22	5							1	120	3.4%
朝倉郡	75	34					4	37	3	6	1	10				1	171	4.9%
三井郡	44	17		1			1	17	1	3						2	86	2.5%
三潁郡	34	12						14				2					62	1.8%
八女郡	29	23					3	24		2		7					88	2.5%
管外	28	27						3		6	1	3				2	70	2.0%
不明	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	12	0.3%
総計	1,567	813	1	4	0	2	36	725	48	64	38	161	7	16	1	14	3,497	100.0%

6 児童虐待受付件数

①児童虐待相談受付件数の推移

虐待種別	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体的虐待	120	142	136	165	195	258	332	389
性的虐待	4	10	4	5	6	11	16	14
心理的虐待	217	345	400	476	562	701	715	799
保護の怠慢・拒否	136	126	133	127	141	176	247	365
総計	477	623	673	773	904	1,146	1,310	1,567

②児童虐待対応件数の推移

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
全国	122,575	133,778	159,850	193,780	205,044	207,660	219,170	未発表
北九州市	918	1,139	1,487	2,110	2,355	2,363	2,515	
福岡市	976	1,292	1,908	2,449	2,639	2,685	3,057	
県所管	2,300	3,084	3,513	4,652	5,280	6,184	6,760	
福岡県	4,194	5,515	6,908	9,211	10,274	11,232	12,332	
久留米児童相談所	431	654	639	798	954	1,147	1,294	1,574

③児童虐待通告・相談の経路の推移(受付件数:久留米児童相談所)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
県福祉事務所	0	0	0	1	0	0	0	0
市福祉事務所	47	43	35	7	28	37	177	242
児童委員	0	0	3	0	1	0	0	0
県その他	0	0	0	0	1	0	6	1
市町村その他	6	21	19	33	39	70	33	49
保育所	2	4	3	10	15	16	19	10
児童福祉施設	2	0	3	2	0	0	1	8
警察等	250	403	429	546	561	679	691	735
家庭裁判所	0	0	0	2	0	0	0	0
保健所	0	0	0	0	2	0	0	0
医療機関	6	15	10	9	21	10	25	30
学校	40	26	19	31	26	46	64	83
幼稚園	1	0	0	0	0	4	6	6
教育委員会	3	4	7	2	1	0	4	11
家族・親族	25	19	17	29	30	54	113	137
近隣・知人	61	70	89	50	132	153	129	172
児童本人	5	3	5	1	5	12	13	14
その他	8	2	5	0	11	6	3	19
児童相談所	21	13	29	50	31	59	26	50
総計	477	623	673	773	904	1,146	1,310	1,567

7 一時保護及び施設入所措置の推移

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一時保護	実人員	190	201	208	211	182	161	210	272
	延べ日数	4,047	3,454	3,356	3,980	3,106	2,514	3,209	3,198
	一日平均人員	11.1	9.5	9.2	10.9	8.5	6.9	8.8	8.7
	一人平均日数	21.3	17.2	16.1	18.9	17.1	15.6	15.3	11.8
一時保護委託	実人員	161	164	184	245	204	177	233	358
	延べ日数	3,122	2,944	4,014	4,925	3,256	4,628	5,624	7,474
施設入所		58	49	37	43	43	30	29	28
里親委託		11	4	8	12	12	11	12	22

望ましい聴取の例

- 【子】「先生、あのね」
 【先生】「どうした？」
 【子】「～された」
 【先生】「誰がしたの？」
 【子】「××」(加害者)
 【先生】「誰にしたの？」
 【子】「私に」

聴取のポイント

- ・子どもに語ってもらうにどめ、仮説は提示しない
- ・同じ質問を繰り返さない
- ・子どもの言葉を言い換えない(リパチンした→叩いた)
- ・「はい・いいえ」で答えられる質問を避ける
- ・「いつ?」や回数、頻度を聞き出そうとしない

【先生】「そうか、よく話してくれたね 一緒に考えようね」

ここまで聴取できたら、子どもの答えだけでなく、先生の質問も含めて記録し、通報、通告をお願いします。

良い発問・悪い発問の例

子どもが負傷している場合

- × ほったが腫れているけど、誰かに叩かれたの?
- ほった、どうした?

子どもから「エッチなことされた」と相談を受けた場合

- × エッチなことされたって、胸とかお尻とか触られたの?
- エッチなことされたって教えてくれたけど、そのこと全部教えて

他の児童から対象の児童が虐待されているとの情報を得た場合

- × あなたが虐待されているって聞いて聞いたけど、本当?
- おうちで何か心配なことがある?(第三者からの情報を伝えない聞き方を)

登校途中、おじさんにお尻触られたと相談された場合

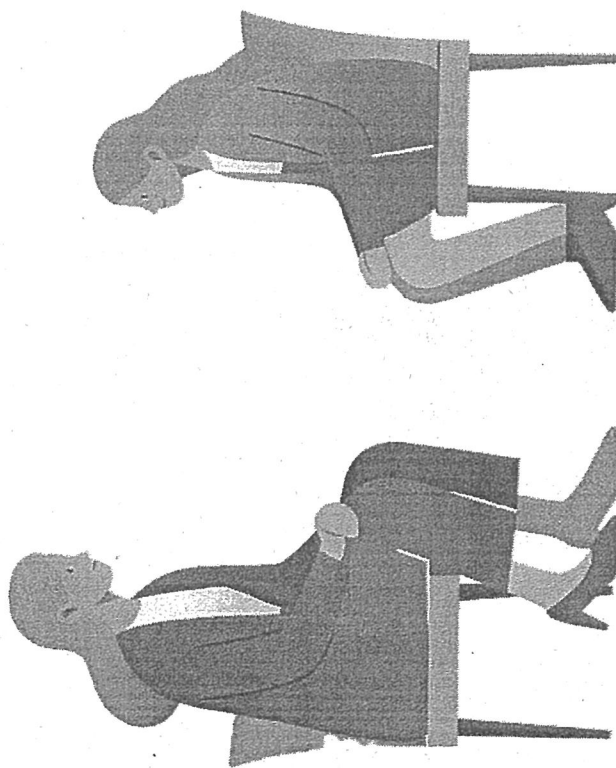
- × おじさんって、何歳くらい? メガネとかしてなかった?
- そのおじさんってどんな人だった? どんなことでもいいから教えて

不適切な発言の例

- ・ 誰にも言わないからお話して(守れない約束をしない)
 「誰にも言わないなら話す」と言われたら、「○○さんが安心して勉強できる(響らせる)ようにするのが先生たちの仕事だよ」「どんなことでも話してね」等と声掛けする。
- ・ 話してくれないと先生困るな。(子どもを責める言葉を使わない)

児童・生徒から被害を打ち明けられたら

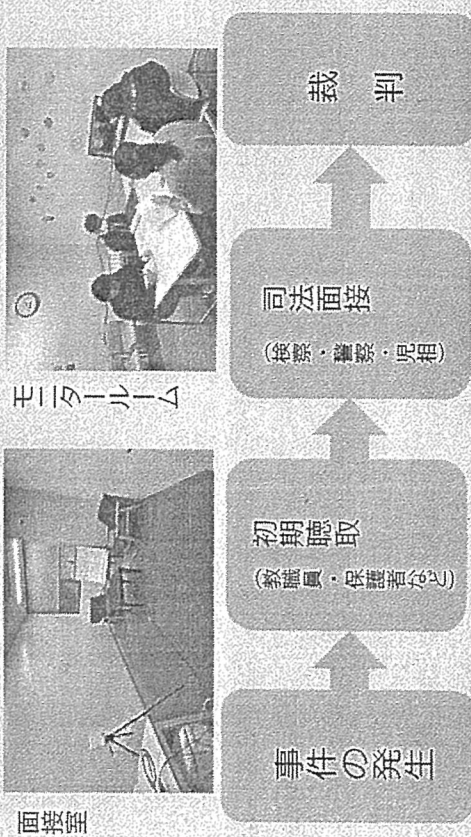
司法面接を見据えた初期聴取



司法面接とは

平成27年から、検察庁・警察・児童相談所では三機関が連携して、児童虐待などの子どもが被害者となる事件を認知した場合

- 聞き取りの回数を減らして子どもの負担を減らす
 - 暗示や誘導をしないなどの聴取技法を使用して供述の汚染を防ぐ
- ためにトレーニングを受けた三機関の代表者1名が録画しながら聞き取りを行う「司法面接」を行っています。(代表者聴取、協同面接とも言います)



法改正で、初期聴取のあり方がより重視されます

令和5年、刑事訴訟法の一部が改正され、「司法面接」の録画データが、法廷で子ども自身の証言と同様に扱われ得るようになりました。ただし「司法面接」に至るまでの状況(初期聴取)等から相当と認められる場合に限り、初期聴取がどのようなに行われたかが重要です(刑事訴訟法第321条の3)。

聴取の方法が良くないと

初期聴取で、暗示や誘導等の疑われる聞き取りが行われると「司法面接」でせっかく子どもが被害を話しても、不適切な初期聴取の影響を受けている可能性があるとして信用性に疑いを差し挟まれかねず、刑事事件として扱えなかったり不起訴や無罪になったりすることがあり、更に子どもが傷つく可能性があります。

初期聴取に際してのお願い

学校は、子どもにとって、とても大事な場所。信頼する先生、安心できる先生に事件の事などを打ち明けることがよくあります。この時の対応が、その後の子どもの安全に大きく貢献します。最小限の聞き取りで、司法・福祉の専門家につないでください。子どもを守る輪を、一緒に作りましょう。

速やかな通告・通報を(最小限の初期聴取を)

何らかの被害が疑われる場合は、「誰が、誰に、何をした」程度の簡単な聞き取りにとどめ、児童虐待が疑われる場合は児童相談所へ、その他の被害であれば警察へ通告・通報をお願いします。司法・福祉につないだ後は、自然に温かく子どもを見守ってください。通報・通告の後、更に子どもが話をしたときは、「大事なことから(司法・福祉の担当者)にお話ししよう」などと励ましてください。

教職員の方に証人出廷の可能性も(できる限り正確な記録を)

今後、裁判において、子どもがどのように最初の報告をしたのかを確認するため、教職員の方が証人出廷を求められることも予想されます。裁判では子どもがどの機会に話したのか、どんな質問に対して子どもがどう答えたかがとても重要です。子どもの言葉や先生が質問した言葉、子どもの様子をスマートフォン等で録音するか、難しければメモするなど、できる限り正確に記録するよう、お願いします。

子どもの特性に配慮した初期聴取

子どもは、被暗示性、被誘導性、迎合性が高いため、聴取の方法が良くないと、記憶とは異なる話をしてしまったり、子どもの記憶そのものが変わってしまった可能性があることがあります。そのため、初期聴取では

- ☑ 子どもは、大人、特に先生など権威性の高い人に迎合しやすい
- ☑ 子どもは、大人に対して「わからない」「知らない」と言いにくい
- ☑ 子どもは、何度も同じ質問をすると答えが変わってしまうがち

などの子どもの特性に注意しつつ

Point1 暗示や誘導を与えない質問を使って

Point2 「誰が、誰に、何をした」程度の簡単な聴取

をしていただくようお願いいたします。

構成団体による研修会の開催について

児童虐待対応件数は年々増加傾向にあり、子ども自らが SOS を発信することができるようになるための取組及び近年社会問題化している「面前 DV」の急増に対する取組が急務となっています。当市では令和 3 年度より子ども自らの相談する力や SOS を発信する力の育成を図るため、市内小学校や保育所、地域において CAP プログラムを実施しています。また、急増する「面前 DV」の理解を深めるため、関係者を対象とした研修会を開催する等の取組を進めているところです。

引き続き、面前 DV や子どもの権利についての理解を更に広めるため、各団体での研修会開催をご検討いただきたいと考えております。

1. 募集团体

3 団体

2. 内容・講師

「面前 DV について」

講師：一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所

「子どもの権利について」

講師：特定非営利活動法人にじいろ CAP

3. 申込方法

e-mail にて家庭子ども相談課までお申し込みください

e-mail アドレス

4. 実施方法

各団体と要保護児童対策地域協議会との共催

- ・講師との連絡調整や講師謝礼の支払いは協議会事務局で行います。
- その他、会場の確保や参加者の調整等は各団体をお願いいたします。
- ・内容等の詳細については、打合せの上決定します。

※CAP プログラムとは、子どもがいじめ・誘拐・虐待などのさまざまな暴力から自分で自分を守ったり、友だちを助けたりする方法を学ぶ暴力防止のための予防と SOS の出し方に関する教育プログラム。

久留米市要保護児童対策地域協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が別に定める「久留米市要保護児童対策地域協議会構成員一覧」に掲げる関係機関に所属する者を構成員とする。

2 市長が特に必要と認めるときは、前項に定める者以外を構成員とすることができる。

(会長、副会長及び監事の職務)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充てる。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行う。

(組織)

第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議等によって組織する。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対

象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。

(プロジェクト会議)

第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認める時は、プロジェクト会議を設置することができる。

2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。

(要保護児童対策調整機関)

第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他協議会の運営に関すること。

(秘密を守る義務)

第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知りえた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関	福岡法務局久留米支局
	久留米警察署
	うきは警察署
	福岡県久留米児童相談所
	久留米市
	久留米広域消防本部
	久留米市教育委員会
法人	一般社団法人久留米医師会
	一般社団法人小郡三井医師会
	一般社団法人浮羽医師会
	一般社団法人大川三潞医師会
	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米天使園
	一般社団法人久留米市保育協会
	特定非営利活動法人にじいろCAP
	特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるん
	特定非営利活動法人ル・バトー
	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	一般社団法人女性と子どものエンパワメント研究所
	特定非営利活動法人久留米市介護福祉サービス事業者協議会
その他	久留米市私立幼稚園協会
	久留米市民生委員児童委員協議会
	久留米人権擁護委員協議会
	さぼちやい
	福岡県弁護士会筑後部会
	筑後ブロック産婦人科医会
	久留米産婦人科医会
	久留米精神科医会
	久留米小児科医会
	大川三潞内科小児科医会
	久留米市障害者基幹相談支援センター

○新旧対象表

旧	新
久留米市要保護児童対策地域協議会要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する支援対象児童等をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務) 第2条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。 (構成員) 第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が特に必要と認める機関等に所属する者を構成員とする。 (会長、副会長及び監事の職務) 第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充て	久留米市要保護児童対策地域協議会要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、支援対象児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第2項に規定する要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置された久留米市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務) 第2条 協議会は、支援対象児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容の協議及び検討等を行う。 (構成員) 第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者及び市長が別に定める「久留米市要保護児童対策地域協議会構成員一覧」に掲げる関係機関に所属する者を構成員とする。 2 市長が特に必要と認めるときは、前項に定める者以外を構成員とすることができる。 (会長、副会長及び監事の職務) 第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置き、会長には子ども未来部長、副会長には久留米市民生委員児童委員協議会長をもって充て

る。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。 4 監事は、協議会の会計監査を行う。 (組織) 第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議等によって組織する。 (代表者会議) 第6条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携について協議する。 (実務者会議) 第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。 (個別ケース検討会議) 第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。 (プロジェクト会議) 第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認め	る。監事は、協議会構成員の中から会長が指名する。 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。 4 監事は、協議会の会計監査を行う。 (組織) 第5条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議等によって組織する。 (代表者会議) 第6条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等への対策全般についての情報交換、関係機関等の連携のあり方等について協議する。 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。 (実務者会議) 第7条 実務者会議は、協議会の構成員の中から会長が選任した者によって構成し、支援対象児童等についての状況確認、援助方針の見直し及び関係機関等が連携して対応する上での課題の検討等を定期的に行うものとする。 (個別ケース検討会議) 第8条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象児童等に対応するため、その支援対象児童等に係る関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、支援対象児童等に対する具体的な支援内容等を検討するものとし、随時開催する。 (プロジェクト会議) 第9条 会長は、特定の重要課題について検討する必要があると認め
---	--

る時は、プロジェクト会議を設置することができる。 2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。 (要保護児童対策調整機関) 第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。 (1) 協議会の事務の総括に関すること。 (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。 (3) その他協議会の運営に関すること。 (秘密を守る義務) 第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知えた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。 (補則) 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。	る時は、プロジェクト会議を設置することができる。 2 プロジェクト会議の構成員は、協議会の構成員の中から会長が選任した者とする。 (要保護児童対策調整機関) 第10条 市長は、法第25条の2第4項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関として久留米市子ども未来部家庭子ども相談課を指定し、次に掲げる業務を行わせるものとする。 (1) 協議会の事務の総括に関すること。 (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。 (3) その他協議会の運営に関すること。 (秘密を守る義務) 第11条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 2 市長は、第6条及び第8条の規定により、代表者会議及び個別ケース検討会議に出席する構成員以外の者に対し、会議において知えた秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。 (補則) 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
附 則 この要綱は、平成18年2月8日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。	附 則 この要綱は、平成18年2月8日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年1月12日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	附 則 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成24年1月12日から施行する。 附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
--	---

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国又は地方公	福岡法務局久留米支局

別表（第3条関係）

区分	関係機関等
国又は地方公	福岡法務局久留米支局

共団体の機関	久留米警察署	久留米警察署
	うきは警察署	うきは警察署
	福岡県久留米児童相談所	福岡県久留米児童相談所
	久留米市	久留米市
	久留米広域消防本部	久留米広域消防本部
	久留米市教育委員会	久留米市教育委員会
法人	一般社団法人久留米医師会	一般社団法人久留米医師会
	一般社団法人小郡三井医師会	一般社団法人小郡三井医師会
	一般社団法人浮羽医師会	一般社団法人浮羽医師会
	一般社団法人大川三瀬医師会	一般社団法人大川三瀬医師会
	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米 天使園	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設久留米 天使園
	一般社団法人久留米市保育協会	一般社団法人久留米市保育協会
	特定非営利活動法人にじいろCAP	特定非営利活動法人にじいろCAP
	特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるん	特定非営利活動法人子育て支援ボランティアくるるん
	特定非営利活動法人ル・バトー	特定非営利活動法人ル・バトー
	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	久留米市私立幼稚園協会	久留米市私立幼稚園協会
その他	久留米市民生委員児童委員協議会	久留米市民生委員児童委員協議会
	久留米市人権擁護委員協議会	久留米市人権擁護委員協議会
	さばちやい	さばちやい
	S・ぱ〜ぷるリボン	S・ぱ〜ぷるリボン
共団体の機関		その他

	福岡県弁護士会筑後部会		久留米市民生委員児童委員協議会 久留米人権擁護委員協議会 さぼちやい 福岡県弁護士会筑後部会 筑後ブロック産婦人科医会 久留米産婦人科医会 久留米精神科医会 久留米小児科医会 大川三藩内科小児科医会 久留米市障害者基幹相談支援センター
--	-------------	--	---

久留米市要保護児童対策地域協議会

R6.4～

★目的 支援対象児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）の早期発見、適切な保護や支援

代表者会議

- 構成メンバー 各機関・団体の代表者等
- 目的
 - ・関係機関・団体において、児童虐待をはじめ支援対象児童等についての理解を共有すること。
 - ・関係機関・団体の円滑な連携・協力を確保すること。
- 開催回数 年1～2回
- 内容
 - ・協議会の活動状況の報告、評価
 - ・運営方針の決定 等

プロジェクト会議

特定の課題について検討する必要があるときに設置。
メンバーは協議会構成員の中から会長が選任。

実務者会議

特定妊婦・乳幼児部会

- 構成メンバー 児童相談所、久留米警察署、うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、子ども保育課、家庭子ども相談課、幼児教育研究所、こども子育てサポートセンター、地域子育て支援センター
- 目的
 - ・虐待ケースの定期的な進行管理
※児童が乳幼児のみの世帯
 - ・特定妊婦ケースの進行管理
 - ・新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重度と中度ケースは毎月、軽度ケースは3か月に1度）
- 内容
 - ・ケースの状況確認
 - ・主担当機関の確認
 - ・援助方針の見直し 等

児童生徒部会

- 構成メンバー 児童相談所、久留米警察署、うきは警察署、久留米市社会福祉協議会、障害者福祉課、生活支援課、保健所保健予防課、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター、学校教育課
- 目的
 - ・虐待ケースの定期的な進行管理
※児童が乳幼児のみの世帯を除く
 - ・新規ケースの協議
- 開催回数 月1回（重症度の重度と中度ケースは毎月、軽度ケースは3か月に1度）
- 内容
 - ・ケースの状況確認
 - ・主担当機関の確認
 - ・援助方針の見直し 等

個別ケース検討会議

- 構成メンバー 個別のケースに直接関わる関係機関の担当者 等
- 目的
 - ・ケースの情報を共有し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 随時
- 内容
 - ・ケース状況の把握や課題の確認
 - ・援助方針と役割分担の決定
 - ・主担当機関と主たる支援機関の決定
 - ・実際の援助、支援方法、支援計画の検討 等

合同会議

（母子保健部門・児童福祉部門）

- 構成メンバー 統括支援員、家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター 等
- 目的
 - ・要支援ケース（※）、特定妊婦及びハイリスク妊産婦の情報を共有し、具体的な支援内容等を検討すること。
- 開催回数 月1回
- 内容
 - ・ケース状況の把握や課題の確認
 - ・援助方針と役割分担の決定 等

（※）特定妊婦から出生した乳幼児、未就学の要支援児童

要支援進行管理会議

- 構成メンバー 家庭子ども相談課 等
- 目的
 - ・要支援ケースの進行管理
 - ・要支援ケースの課題、支援方針等を検討すること。
- 開催回数 年3回（7月、11月、3月）
- 内容
 - ・ケース状況の把握や問題点の確認
 - ・援助方針の見直し
 - ・ケース終結の検討 等

＜調整機関＞久留米市子ども未来部家庭子ども相談課児童相談チーム